

2025（令和7）年度 所得税の主な改正事項

税理士 上嶋 雅志

2025（令和7）年度（令和8年3月確定申告分）について主な改正事項を紹介します。

年末調整の際にも確認しましたが、令和7年12月1日からの改正で以下の4項目が変更になっています。

- ① 合計所得金額に応じた基礎控除額の改正
- ② 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円へ引き上げ
- ③ 特定親族特別控除の創設
- ④ 扶養控除等の所得要件の10万円の引き

上げ
以下、詳細について述べていきます。

1. 合計所得金額に応じた基礎控除額の改正

合計所得金額が2,350万円以下である場合の基礎控除額（改正前48万円）は、合計所得金額に応じて10万円～47万円引き上げられました。令和7年度の所得税の基礎控除の額は、図表1のとおりとなります。

図表1

合計所得金額	基礎控除額（）は改正前
～132万円以下	95万円（48万円）
132万円超 ～ 336万円以下	88万円（48万円）
336万円超 ～ 489万円以下	68万円（48万円）
489万円超 ～ 655万円以下	63万円（48万円）
655万円超 ～ 2,350万円以下	58万円（48万円）
2,350万円超 ～ 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 ～ 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 ～ 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

※令和7年中を通じて非居住者となる方について、合計所得金額が2,350万円以下の場合の基礎控除額は、一律58万円です。

2. 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与所得控除の最低保障額が55万円か

ら65万円に引き上げられ、図表2のとおりとなります。

図表2

給与等の収入の金額（A）	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万円超 ～ 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8$ 万円
360万円超 ～ 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44$ 万円
660万円超 ～ 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110$ 万円
850万円超	195万円

※(A)の金額は「給与所得の源泉徴収票」の支払金額になります。
源泉徴収票が複数ある場合は合計した金額になります。

3. 特定親族特別控除の創設

19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）の扶養親族（以下、「特定親族」という）がいる場合、63万円の所得控除が受けられます。ただし、その特定親族が扶養の範囲を超えた収入があった場合、扶養から外れ、63万円の控

除が受けられなくなります。これが、働き控えの一要因となっていたことから、特定親族特別控除の創設がされることになりました。

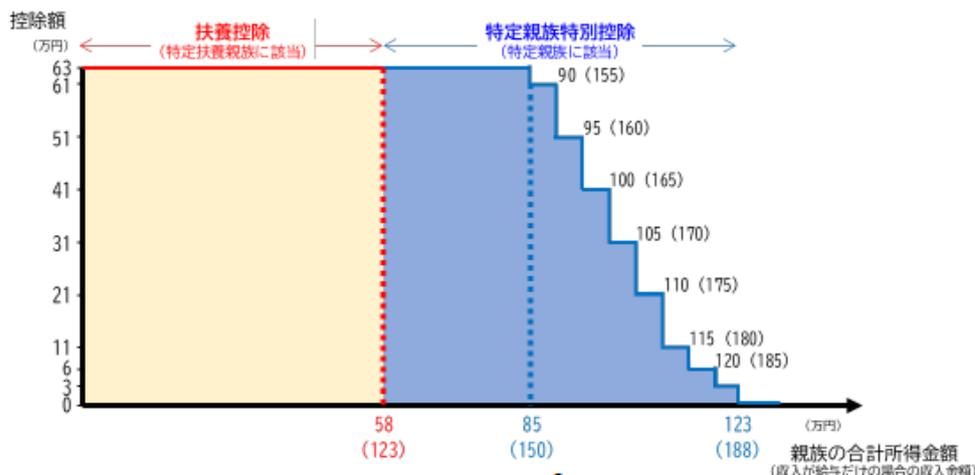
特定親族の合計所得金額に応じて図表3の金額を控除が出来るようになりました（非居住者は除きます）。

図表3

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



特定親族の合計所得金額が85万円以下（給与収入150万円以下）の場合は、今までどおり63万円の控除が受けられます。

また、85万円以上であっても123万円以下（給与収入188万円以下）までは段階的に所得控除が受けられます。

なお、年末調整の際には概算で所得金

額を報告されているかと思われませんが、確定申告時には所得金額が確定しているため、年末調整で算定した所得控除金額と異なる場合には訂正が必要になります。

図表 4

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。
2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4. 扶養控除等の所得要件の10万円引き上げ

基礎控除額の改正に伴い、図表4のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

5. 注意事項

1～4の改正については施行が令和7年12月1日となっています。給与収入については年末調整を行った場合、また、年金収入については令和7年12月支給の際に調整され、所得税の精算がされています。ただし、以下の場合には所得税の精算がされていない場合があるので、確定申告をする必要があります。

- ・所得者が11月までに死亡し、準確定申告を提出している場合
- ・休職、産休等で12月の給与支給がない場合（基礎控除額が今年の基準での計算になっている）

また、所得税については低所得者に対して基礎控除額が大幅に引き上げられましたが、住民税については基礎控除額の変更はありません。そのため、所得税では申告不要でも、住民税の申告が必要になる場合があります。

6. その他の改正事項

- ・令和6年度で適用があった定額減税の

制度は、1年限りの制度のため令和7年度では適用はありません

- ・令和6年度に住宅の購入をし、住宅ローン控除を受けた方で、確定申告の際にe-taxによる交付を希望した場合は、e-taxメッセージボックスにデータが格納されていますので注意が必要になります（電子交付）。

7. 確定申告の申告期限

- ・所得税の申告期限（納付期限）
令和8年3月16日（月）
- ・上記申告の振替納税日（口座引落）
令和8年4月23日（木）
- ・消費税の申告期限（納付期限）
令和8年3月31日（火）
- ・上記申告の振替納税日（口座引落）
令和8年4月30日（木）

※振替納税を利用する場合は、事前に税務署への届出が必要になります。